平成２９年（フ）第１１５６号
京都市下京区和気町８番地　ピエール大宮305
債務者　岡田　智子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向井　理佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月７日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１６号
高知市中万々148番地　山崎アパート１号
債務者　岩井　克水
1　決定年月日時　平成29年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川竹　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２７０号
佐賀市川副町大字早津江213番地１　ビオス川副Ａ203
債務者　荒木ゆかり（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成29年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原口　　侑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月22日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４９７号
鹿児島県鹿児島市玉里団地３丁目47番１号　ビレッジハウス玉里１―402号
債務者　福吉　俊介
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　染川　真二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第８８号
北海道北見市高栄西町７丁目18番３号、前住所北海道札幌市北区新琴似十一条12丁目６番11号　アシェラⅠ―201号
債務者　齊藤　信生
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第４９７号
神奈川県座間市西栗原１丁目11番23号　セジュールスズキ105号
債務者　カムルル　ハサン　ポール
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５１４号
相模原市緑区大島11番地　県営大島団地10―303
債務者　堀口　秀子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５２０号
相模原市中央区矢部２丁目27番６号　ジョイフルハイム１―Ｂ
債務者　儀間　貴子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５４０号
相模原市南区大野台５―13―７　相模原養護老人ホーム、住民票上の住所相模原市緑区若柳866番地28
債務者　小川　哲夫
保佐人　宮下哲太朗
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２８４号
大阪市淀川区加島１丁目31番３―807号
債務者　川畑　亜衣
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３０８号
和歌山市松江中１丁目４―２　和歌山すみれホーム、住民票上の住所大阪市東淀川区下新庄４丁目21番Ｄ―1103号
債務者　渡部ひとみ（旧姓佐仲）
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第７２号
島根県大田市久手町刺鹿2252番地３
債務者　宇谷　一平
1　決定年月日時　平成29年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第７６号
島根県大田市久利町行恒251番地５
債務者　松浦奈津樹（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成29年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第９２号
山口県周南市南浦山町３番５―703号、前住所福岡市中央区小笹２丁目11番９号
債務者　江口　尚肖
1　決定年月日時　平成29年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第２８１号
高知市高須新町２丁目15番５号　サンハイツ小松302
債務者　坂本　千惠
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３１５号
高知市西秦泉寺436番地５　中越コーポ101
債務者　恒石　洋一
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６８７号
福岡県遠賀郡岡垣町中央台２丁目１番３号　三洋タウン岡垣Ａ棟101号
債務者　宮平　和広
1　決定年月日時　平成29年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部